



公益通報者保護法の概要と実務上の留意点

近時、各種ハラスメントに関する事業主としての措置義務の一つとして相談窓口の設定が義務化されたことも相俟って内部通報案件が増加しています。内部通報はその内容によっては「公益通報」に該当する場合もあるため、公益通報者保護法に則った処理も念頭に置きつつ組織としての体制を整備する必要があります。

今回は、令和7年に改正され、来年施行が予定されている公益通報者保護法の概要と実務上の留意点を中心に皆さんと学んで行きたいと思います。

日時 令和7年10月29日（水）

午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児

（石寄・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法 WEB 開催

定員 100 名

（Microsoft Teams meeting を使用）

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500 円（税抜 5,000 円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 以下のリンク先よりお申込みください（申込み〆切り10月24日（金））。

<https://forms.office.com/r/AactQnNvcY>

【講義プログラム】

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 1. はじめに | 3. 令和7年改正法（法律第62号） |
| (1) 内部通報と内部告発 | (1) 「公益通報」の範囲の拡大 |
| (2) 内部通報と公益通報 | (2) 公益通報を理由とする「不利益取扱い」からの保護に関する規定 |
| 2. 公益通報者保護法の概要 | (3) 事業者等のとるべき措置を定める規定 |
| (1) 公益通報の対象・取扱い | 4. 内部通報に関連した裁判例 |
| ・通報者 ・対象事実・通報先 | ・事例の紹介 ・実務上の留意点 |
| ・保護要件 ・従事者の指定 など | 5. まとめと質疑応答 |
| (2) 公益通報者の保護 | |
| ・禁止される「不利益な取扱い」とは | |

【次回以降の開催予定】12月3日（水）いずれも午後3時～5時